

増毛町介護サービス事業経営戦略(R3年度見直し)

団 体 名 : 増 毛 町

事 業 名 : 介 護 サービス 事業

策 定 日 : 令 和 2 年 10 月

計 画 期 間 : 令 和 2 年 度 ~ 令 和 11 年 度

1. 事業概要

(1) 事業形態等

①事業の現況

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用
事業開始年月日	平成12年4月1日	事業開始年月日	平成12年4月1日
事業の内容	指定介護老人福祉施設	事業の内容	老人短期入所施設
指定管理者制度導入状況	直営	指定管理者制度導入状況	直営
職 員 数	35 人	職 員 数	1 人
うち 常勤医師数	0 人	うち 常勤医師数	0 人
理学療法士又は作業療法士	0 人	理学療法士又は作業療法士	0 人
看護職員数	4 人	看護職員数	0 人
事務職員	1 人	事務職員	0 人
介護職員数	19 人	介護職員数	1 人
介護支援専門員数	1 人	介護支援専門員数	0 人
その他職員	10 人	その他職員	0 人

②施設

施 設 数	1	施 設 数	1
定 員	50 人	定 員	5 人
延 床 面 積	1,292 m ²	延 床 面 積	72 m ²
居 室 床 面 積	430 m ²	居 室 床 面 積	54 m ²
サ ー ビ ス 日 数	365 日	サ ー ビ ス 日 数	365 人
年 延 利 用 者 数 (R2)	11,335 人	年 延 利 用 者 数 (R2)	0 人

(2) 現在の経営状況

現在、指定介護老人福祉施設は定員50名のところ介護員の不足等により35名前後の利用状況であり、老人短期入所施設は定員5名ではあるが利用者はなく、介護報酬(1億1千万円)と一般会計からの繰入金(6千万円)により事業運営を行っている。

費用については、施設の利用率が60%と低いため、職員給与費比率が123.8%と高く、経営を圧迫しているものの介護員の確保のため待遇改善に係る経費は必要不可欠と考えている。また、直近の決算額は1億7千万円台で推移している。

(3) これまでの主な経営健全化の取組

事業開始時から直営で行っているものの収支の改善が図られない状況であり、今般の全面改築に合わせ、社会福祉法人への指定管理委託に向けて関係機関との調整を行っている。

調整が整い次第、指定管理者制度を導入したいと考えている。現在、検討している法人は、社会福祉協議会である。

2. 将来の事業環境等

(1) 高齢者人口等の予測

本町の高齢化率は45.1%(令和2年1月現在)と全道で16番目に高く、今後も若年層の転出等に伴い人口減少が続き、年々高齢化率が上昇すると思われる。

地方版総合戦略では、令和22年の高齢化率を54.6%と見込んでいる。

(2) 介護需要の予測

本町は古くから第1次産業の漁業で栄え、町内には歴史的な建造物が多く残されている。漁業中心の町であったことから塩分摂取による高血圧の町民が多く、循環器疾患により要介護認定者になるリスクが高く、運動や生活習慣の改善等高血圧対策に取り組んでいるが、要介護認定者数の減少に直結せず、今後も増加すると思われる。

(3) 施設の見通し

特別養護老人ホームは、養護老人ホームと併設しており、自宅での生活が困難な高齢者から介護が必要な重度の高齢者まで幅広く利用されている。

しかし、養護棟は築50年、特養棟は築40年が経過し、老朽化が著しく段差や廊下の狭小等現行の介護サービスの提供に支障をきたしていることから、令和4年度完成を目指し令和3年度から工事を開始した。

3. 経営の基本方針

1. 利用者が安心して生活のできる場の確保
2. 質の高いサービスを提供するための研修、研究の充実
3. 地域社会及び家族との交流の拡大

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり(老人短期入所施設を含む。)

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 経営指標に係る数値目標

改築後の定員を40名にするとともに、介護員の確保に努め、利用率を90%以上にすることにより介護報酬の増額を図り、一般会計繰入金金の圧縮と経営の安定を図る。

(単位：%)

	R2年度	本年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
利用率	62	70	70	90	93	95	98	100	100	100

② 収支計画のうち投資についての説明

令和3.4年度にかけて全面改築(事業費:11億円)、外構工事(事業費:5千7百万円)、令和5年度に旧施設の解体工事(事業費:6千5百万円)を予定している。令和6年度以降は投資的事業を予定していない。

③ 収支計画のうち財源についての説明

全面改築等の投資的事業については、老人福祉施設等整備事業補助金と過疎債、財政調整基金を予定している。町債は、地方公共団体金融機構資金により20年償還を予定しており、交付税措置のある起債の借り入れや基金の取り崩しに対応することとしている。

④ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外については、原則介護報酬により運営することとしており、改築後の利用率を100%に近づけるとともに、経費の節減に努め、一般会計繰入金金の圧縮を図る。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資についての検討状況等

地域包括ケアシステムの構築に関する事項	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう地域包括支援センターが窓口となり、在宅サービス(訪問、デイ等)や施設サービス、診療所との連携を図りながら体制を構築する。
施設等の統合・縮小・廃止に関する事項	-
民間の活力の活用に関する事項 (PPP・PFI など)	-

② 財源についての検討状況等

介護報酬の新たな加算の取得等に関する事項	介護員の処遇改善加算は取得しているが、今後は人員を確保し生活機能向上連携加算等を取得するよう努める。
利用状況に関する事項	現在の利用率は60%と低いことから、改築後には定員を40名にし、利用率を90%に高めて収益の確保に努める。また、短期入所については、利用者のニーズに合わせ柔軟に対応する。
資金管理・調達・繰入金に関する事項	-
資産の有効活用に関する事項	-

③ 投資以外の経費についての検討状況等

民間の活力の活用に関する事項 (指定管理者制度、PPP・PFI など)	-
職員給与費の適正化に関する事項	適正な介護サービスの提供に支障を及ぼさないような職員配置を検討するとともに各種手当の見直しを行い、人件費の適正化に努める。
組織体制の効率化に関する事項	現在は、直営で運営しているものの事業の継続を考えると、効率的な方法を検討しなければならないことから指定管理者制度の導入を検討している。

④ 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	本町には、有料老人ホームやグループホームはあるものの介護老人福祉施設や短期入所に対応できる施設は当施設のみで、町民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためにも当施設の役割は大きいと考える。
公営企業として実施する必要性	都市部と違い民間の受け入れ施設が少なく、低所得者が安心して生活するためにも公営で実施する必要がある。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	令和3年度に見直しを行い、今後は適宜経営戦略の見直しを行う。
---------------------	--------------------------------

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	H30年度	R1年度	R2年度	本年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
区 分	(決算)	(決算)	(決算)									
収支再差引 (E)+(I) (J)												
積立金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)												
前年度繰上充用金 (M)												
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実質収支黒字 (P)												
(N)-(O) 赤字 (Q)												
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	100	100	100	100	100	100	99	95	86	86	87	87
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	101,612	107,915	110,910	133,131	134,462	135,806	137,164	138,535	139,920	141,319	142,732	144,159
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)	101,612	107,915	110,910	133,131	134,462	135,806	137,164	138,535	139,920	141,319	142,732	144,159
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)			16,600	169,500	517,600	517,600	516,624	506,653	476,206	445,759	415,312	384,865

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	H30年度	R1年度	R2年度	本年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
区 分	(決算)	(決算)	(決算)									
収益的収支分	75,376	72,366	64,585	46,748	45,421	46,248	47,080	47,928	48,792	49,280	49,773	50,272
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	75,376	72,366	64,585	46,748	45,421	46,248	47,080	47,928	48,792	49,280	49,773	50,272
資本的収支分			26,422	153,085	348,174	53,806	976	9,971	30,447	30,447	30,447	30,447
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金			26,422	153,085	348,174	53,806	976	9,971	30,447	30,447	30,447	30,447
合 計	75,376	72,366	91,007	199,833	393,595	100,054	48,056	57,899	79,239	79,727	80,220	80,719